

婦人関係業務資料 No. 57

第 25 回 婦 人 週 間

日 本 を 考 え る

—これからの社会と女性の役わり—

労働省婦人少年局

は し が き

このパンフレットは、第25回婦人週間を実施するにあたり、運動の趣旨と目標について、各方面の理解をうるために作成したものです。ご活用いただければ幸いです。

昭和48年2月

労働省婦人少年局

目 次

| | |
|------------------|------|
| I 婦人週間設定の趣旨 | (1) |
| II 婦人週間の経過 | (1) |
| III 第25回婦人週間のテーマ | (3) |
| IV 啓発活動の重点 | (10) |
| 付 | |
| ○ 第25回婦人週間実施要綱 | (11) |
| ○ 婦人週間の目標及びスローガン | (13) |

I 婦人週間設定の趣旨

婦人の地位向上をはかるためには、女性自身及び社会一般が不断的努力を重ねるとともに、一定の期間を設けて強力な運動を展開することが必要と考えられますので、労働省では、昭和24年から「婦人週間」を設けて、毎年、婦人の地位向上のための啓発活動を行なうことにしました。その期間としては、4月10日に始まる1週間を選びました。

女性に参政権を与える法律は、昭和20年12月15日、国会において選挙法の改正が成立し、同月17日公布されました。その日から、日本の女性は参政権を持ちましたが、実際には、翌21年の第22回衆議院議員総選挙において、日本の歴史上初めて女性が投票場の門をくぐり、わが国の歴史に刻まれる記念すべき日となりました。

この日こそ、先覚的女性たちの長年の宿望と、困難な努力の实った日であり、さらに、日本の近代国家としての出発を内外に示した日でもあります。当時、婦人団体等の間には、この日を国の祝祭日に加えたいという運動もありました。労働省でも、婦人の地位を高めるための特別啓発期間として、この意義深い日にはじまる一週間を「婦人週間」として選びました。

II 婦人週間の経過

1 テーマについて

労働省では毎年の婦人週間にあたって、女性に関するその時の問題をテーマとして選び、運動をすすめることとしています。テーマの設定については、前近代的なものの残存していた昭和20年代には、女性の環境の民主化と整備、また女性自身の努力による成長に重きをおいて定められ、30年代にな

ると、急速に変動しつつ近代化する社会への女性の適応を、各分野の問題に関して取上げました。昭和40年代に入ってから、成長してきた女性たちが、さらにその能力を生かすよう呼びかけ、個人としての、社会の一員としての生き方や、女性の社会参加と家庭責任の調和ということにポイントをおきました。次いで、女性が参政権を得てから4分の1世紀を経た昨年は、その時期を機として、改めて婦人の地位について問いなおし、現存する問題の解明のために視野を新たに検討しなおすことを強調しテーマとしました。

さて、近時わが国では、従来の経済成長、生産第一主義的傾向に対する反省が強まり、人間らしい生活、福祉優先の社会への志向が起こっており、日本社会のあり方に根本的な検討を行なおうとする気運が高まっています。そのような、いわば時代の変わりめにある今日、第25回婦人週間のテーマとしては、女性が、広く日本社会のあり方に目を向け、その豊かな前進のために参加するという、新しい役わりを期待し、そのことを強調します。

2 行事の運営について

婦人週間には、例年、関係官公庁をはじめ婦人団体、青年団体、労働組合、また報道機関の協力により、週間の趣旨に沿った各種の行事が、全国各地で行なわれ、この週間の意義は広く認識され、それぞれの機関や団体で年例行事として実施されるようになっていきます。

労働省は主唱機関として、週間のテーマ、その趣旨や重点を明らかにして、各方面に協力を依頼していますが、それぞれの立場に応じて、自主的にこの週間の趣旨に沿った行事が行なわれるよう期待しています。

なお、主唱者側が行なう主要行事は次のとおりです。

◎ 第21回全国婦人会議

日時 4月12日・13日

開催地 福岡市

主催 福岡県・福岡市・北九州市

後援 NHK

協賛 文部省・厚生省・農林省

◎ 地方婦人少年室が中心となり、各都道府県において行なう地方婦人会議・婦人大会等

Ⅲ 第25回婦人週間のテーマ

日本の女性は、今日、家庭で、職場で、その他社会の各分野において実力を身につけてきました。一方、わが国社会では前にのべたように、経済偏重的傾向に対する反省が強まり、人間性尊重・福祉優先の新しい秩序への要望が高まっています。この時期に、女性が従来の観点から一歩ふみ出して、新しい社会の創造のために“参加”することは、時代の要請であり、同時にまた、婦人の地位の実質的向上を意味するものでありましょう。

そこで、女性が広く日本社会のあり方に目を向けて、人間性豊かな社会の創造のために役わりを果たしていくことを、本年度から数年にわたってテーマとします。本年は、その初年度として、総論的に今日の社会各局面の問題について考え、新たな役わりを検討することを促す意味で、次のようにテーマを定めます。

日本を考える

—これからの社会と女性の役わり—

このテーマに即して、女性の役わりを検討していくために、今日のわが国の状況、問題点等をながめてみましょう。

1 今日の日本と日本の社会

世界の中の大国となってきたわが国の動向は、諸外国の政治・経済・文化等にも大きく関連し影響を与えていくところから、世界の強い注視を浴びており、各様の問題について国際協調も求められ、国際信義を問われるという

立場にあります。最近では、長年隔絶していた中国との国交回復も緒につき、このアジアでの動きも含めて、今後の世界で、協調と国際競争両面のバランスを維持していかなければならないという非常に複雑で困難な問題を荷なっています。

一方、国内に目を向ければ、経済成長の成果として、国民の生活はその各面において豊かに向上しつつあるといえますが、その反面、いろいろな社会変動も進行しています。たとえば――

人口の高齢化する社会

昭和30年以降、わが国では年少人口（14歳未満）の割合が低下する一方、高齢人口（65歳以上）は高まり続けています。とくに女子の平均寿命は男子のそれを5年も上回り、高齢人口も男子より90万人近く多くなっています。こうして総人口における高齢者の比重が高まりつつあります。この様相は、西欧諸国に近づいてきたといえますが、こういう人口構造の変化の中であって、老人問題が急速にクローズアップされてきました。家庭においては、核家族化に伴い、家庭生活の中での高齢者の役わりがなくなりつつあり、高齢者にとって生活の意義・張合いを、どのように持たせたらよいかの問題になっていますし、また、広く社会全体として、高齢者をどのように位置づけ、国民のエネルギー配分をどうしたらよいかということが、国にとって、いまや大きな問題となっています。

産業界においては、定年の延長が課題となっており、高齢でも能力ある人々を活用していこうとする姿勢を持つようになり、国や自治体でも人材活用の措置が考えられ、さらに続けて働こうとする人々への就業の援助等、いろいろと考慮され実施されています。また高齢者に必要な医療・日常生活への援助措置もさらに充実されようとしています。民間団体やグループ等でも、いわゆる老人問題を取り上げて、研究や調査、具体的な日常生活の世

話・慰安などに目的を置いて活動しているところも多くなりました。

しかし、高齢層の増勢にともなって、その生活条件をみだし、保護し、今日に生きる存在、さらには、活かすべき存在としての必要な配慮は、ますます多くなり、重要度を増しており、公的な施策としてはもちろんですが、家庭で、地域で、企業で、さらに社会全体として、改めて高齢者について見なおしてみる時にあると考えられます。

同時に、女性自身が老後をいかに生き、充実した人生を持ったらよいかということも、個人はもとより、グループ・団体等でも、その設計について、合わせて考え、話し合うことは欠かせないことがらでしょう。

勤労婦人の増加する社会

女性の就労は、引続き増加しており、雇用されている者の3分の1余りは女性によって占められています。また、既婚婦人の職場進出が著しく、雇用されている女性の過半数を占めるにいたっています。なおまた、女性を管理職として登用するところも少なくなき、一企業、あるいは企業を構成する一部の動向を左右する立場にある女性も少なからず出てきています。

いまや、女性の、日本産業に果たす役わりはますます大きくなっています。同時に、女性の生涯に占める職業生活の比重・意義も、さらに強まるものと考えられ、その能力の十分な発揮と、職業人としての広い視野の涵養に自らの努力が欠かせないと考えられますが、一方、その努力に成果をもたらすために、また、職業生活と家庭生活の調和を図るために、多角的な見地から福祉の増進が図られる必要があります。

ここにおいて、昭和47年には「勤労婦人福祉法」が新たに制定されました。そして、勤労婦人の福祉に関する国としての姿勢を明らかにするとともに、職場内外を通じて、多様な面での福祉の増進と、地位の向上を図るための施策が総合的に進められることになりました。

今後も日本社会では、女性はますます多く外に出て働くことになるものと予想されますが、そういう社会での、女子の教育の問題、家庭生活のあり方、育児の問題、働く女性の保護の問題、男女の機会均等の問題等、改めて考えなおすべきことがらが多々あるように考えられます。

余暇の大衆化してきた社会

最近の新しい社会傾向の一つは、余暇が増加し、広く大衆化しつつあることといえましょ。う。

労働時間の短縮・週休2日制については、国内における企業管理上の問題としてのみならず、経済大国としての日本産業界のあり方として、国際的にも注視を受けているところです。国としても、その促進を図っており、また、これを実施する事業場も増加しつつあります。家庭においては家事労働の軽減に伴う自由時間の増大、農家や商家においても、営農・営業の近代化によって余暇が生まれてきています。こうして、生活階層、年齢、性別、都市農村を問わず、広く一般大衆が、多くの余暇時間を持つようになりました。

一方、かつての日本の社会通念、個人の生活哲学として、働くことのみがよいことであり、手を休める、休息する、遊び楽しむ時間を多く持つのは、ぜいたくであり、むしろ悪であるとさえする思想があり、そのためにも、ことに女性はずらい立場にあったともいえますが、近年は、若い年齢層から発して、遊び楽しむために働くときえする考え方もあり、このような傾向は次第にひろがってきています。加えて、いわゆるレジャー産業の急激な増加と、ぼう張が、交通網、情報網の拡大と相まって、人々の余暇観と余暇行動を強く刺激し、いまや国民の余暇行動は、遠く国外にまでその範囲をひろげています。こうして、国民総レジャー時代ともいべき様相を呈しています。

終戦後の困難な時代には、夢にも考えられなかった状態が、おどろくほど短時日の間に実現したのですが、それに伴う混乱も、しばしば指摘されてい

るところです。余暇が、真に、豊かな人間生活の創造に役立つようにするためには、わたくしたちは多くの課題を科せられているといえましょ。う。

地域社会の激しい変ぼう

近代化、工業化の進展は、日本の各地域に激しい変化をもたらしてきました。先ず、農業人口は流出し、勤労者家庭は増加の一途をたどっていますが、一方、企業の地方進出も新たに起こっています。そして、従来の都会は、その周辺の地域へと人口が移りはじめ、いわゆるドーナツ現象と称される都会の中心部における人口の減少が見られ、その反動で、かつて農山村であった地域は、次第に宅地化し都市化の様相を帯びてきました。しかし、人口が、どんどん流出して過疎化する地域も他方にはふえています。こうして、先ず物理的に、日本の国土は短い年月の間に、おどろくべき大きな開発・変化をみせています。

そして、それぞれ他の土地から移動してきた住民で構成される、全く新しい地域社会が突如として発生したり、従来からの部落や村落に、他からの居住者が移入してきて、新旧混合の性格を持つ地域も急増しています。そこには、秩序やルールの欠如、あるいは協力・調和の困難などの事態がしばしば生じています。

このように、物心両面から変化の激しい地域社会の中で、多くのとまどいや不適應もみられます。

さらに、しばしば指摘されるように、伝統的にわが国社会には、市民意識が十分に発達しておらず、よりよい“コミュニティ”を自らの手で作るという責任感・連帯感や慣習に欠けることが多く、そのことが、人間らしい生活を営むための基盤である“地域社会”を築いていくことを、一層困難にしているともいえましょ。う。

2 今日の女性とその役わり

今日、日本社会には、以上のほかにもいろいろと基本的な動きや問題があります。このような動きに対処して、より人間性豊かな社会をつくっていくためには、どうしたらよいでしょうか。日本社会は、どのようにあったらよいのでしょうか。そのための女性の役わりは、どのようなものでしょうか。それを、それぞれの立場で考え、ビジョンを持ち、実行の計画をもって積み上げていくことが、新しい女性の、これからの社会への役わりといえるでしょう。検討のポイントとしては、たとえば――

高齢者の問題については――

- あなたの住む地域に何らかの援助や保護をまつ状態にある高齢者はいないでしょうか、またあなたにできる援助はないでしょうか。
- 国や自治体、市町村において、どのような高齢者対策がとられているか検討したことがあるでしょうか。
- 個人的な、あるいはグループ等の行なっている援助を越える国題のある場合に、具体的にはどのような手だてができるか、関係の公的機関などについて知っているでしょうか。
- 高齢者にとって、生きがいある生活、暮らしやすい、働きやすい環境とはどのようなものか、それをどのように創り出したらよいか考えているでしょうか。
- あなた自身、老後の生活のし方について、どのように考えているでしょうか。

勤労婦人の問題については――

- 働く女性の、労働による産業への貢献について、企業はもとより、社会一般が十分認識を持っているでしょうか。
- 働く女性自身は、積極的に仕事に取りくんでいるでしょうか。その権利と責任について明らかに認識しているでしょうか。

- 女性が、働きやすい・能力を発揮しやすい環境づくりについて、家庭で、職場で、地域や社会一般で、どのような援助や措置が必要でしょうか。とくに社会一般の人びとは、その現状や問題について検討したことがあるでしょうか。
- 「勤労婦人福祉法」の制定されていること、また、その趣旨・内容について知っているでしょうか。勤労婦人の間で、企業や労働組合で、この法律に即して話合っているでしょうか。
- これからも、女性が外に出て働くことが、ますます多くなると予想されますが、女子の教育、家庭生活のあり方、働く女性の保護、職場での女性の地位向上の機会などが、いまのままでよいでしょうか。

余暇の問題については――

- 余暇の使い方について、今日の一般の状況をどのように見ているでしょうか。
- 余暇の好ましい姿とは、どのようなものでしょうか。
- 勤労者家庭では、週休2日制の実施にともなって、新たな家庭管理が求められてきますが、どのようなことに留意しなくてはならないでしょうか。
- 女性自身は、勤労と余暇とのバランス、余暇の使い方等について、今日の、あるいは将来の生活との関連において、どのように考えているでしょうか。何か設計を持っているでしょうか。

地域社会の変ほうについては――

- 新しい団地等の地域社会では、申し合わせや規律がよく守られているでしょうか。
- 他の家や、人々について、一面では競争的に、反面では無関心になりがちで、新しい地域社会で、かしく、あたたかい交流、相互援助、連帯意識等が育ってきているでしょうか。そのような心づかい、手だてがなされているでしょうか。

- 新旧住民の混在してきた地域、特に従来の農村部などで相互の利害が相反したり、慣習のちがいがからお互いの交流が困難であったりすることはないでしょうか。
- そのような場合に、どのような考え方、配慮をもって、新たな性格をおびてきた地域社会をととのえ、互いに住みやすいものとしていったらよいでしょうか。また、どのようにして良い交流を生み出しているでしょうか。
- 地域開発の効果と、それにより失なわれがちな良い生活環境や緑地など、この相反することがらについて、どのような考えを持っているでしょうか。
- 人間が人間らしく、心豊かに暮らせる環境として、大切なものは何でしょうか。またその大切なものを保つために、女性はどのような役わりを果たしていったらよいでしょうか。

Ⅳ 啓発活動の重点

本年のテーマについて、啓発活動の重点とするところは次のとおりです。

- (1) 日本が、国際社会の中で置かれている立場の認識のうえにたって、わが国社会の人々の、人間らしい生活を取りもどすための反省を持ち、福祉優先の観点から、今日の社会の様相と問題について、は握し検討するよう促す。
- (2) 女性が、望ましい、人間性豊かな日本社会のあり方について、自ら考え、ビジョンを持つとともに、それぞれの立場で実践計画をすすめることを促す。

付

第25回婦人週間実施要綱

1 趣 旨

婦人週間は婦人の地位向上のための特別運動として設けられたもので、わが国婦人の最初の参政権行使の日である4月10日から1週間全国的に行なっています。

この週間の実施にあたって労働省では例年特定のテーマをえらんで運動をすすめています。本年は下記によって実施します。

2 テーマ

日本を考える

——これからの社会と女性の役わり——

婦人が、今日の社会変動（たとえば、核家族化・高齢化・勤労婦人の増加・余暇の大衆化・情報のはんらん・地域社会の変ぼう等）についての正しい認識のうえにたって、家庭・職場・地域等の一員としての役わりを検討し、人間性豊かな社会の形成に貢献するよう促すことをねらいとします。

3 期 間 昭和48年4月10日～16日

4 主 唱 労働省

5 協力を依頼する機関団体

関係官公庁、婦人団体、青年団体、労働団体、経営者団体、社会福祉団体、職能団体、文化団体、報道機関、その他

6 主唱機関の行なうこと

- 第21回全国婦人会議（於福岡市）
- 地方婦人会議
- 大会その他地方の実情に応じた行事
- 本運動の趣旨徹底をはかるための資料の作成と広報活動

婦人週間の目標及びスローガン

| 年 次 | 目 標 | ス ロ ー ガ ン |
|--------------|---|---|
| 24年 (第1回) | 1. 婦人の解放に関する法律の正しい理解 2. 婦人の地位の向上を妨げている種々の原因を明確にすること 3. 婦人の地位の向上のために役立つ既存施設の周知徹底 | もっと高めましょう 私達の力を 私達の地位を 私達の自覚を |
| 25年 (第2回) | 1. 家庭から職場から封建制をなくしまし よう 2. 私達の権利と義務を知りましょう | (目標と同じ) |
| 26年 (第3回) | 1. 婦人の市民としての意識を高める 2. 婦人の市民活動を促進する | 社会のためにやくだつ 婦人となりましょう |
| 27年 (第4回) | 婦人の地位の再認識とその向上 | よりよい社会をつくるた めに権利と義務をいかし ましょう |
| 28年 (第5回) | 婦人の自主性の確立 | のばしましょう 自分で考え行動する力 |
| 29年 (第6回) | 婦人の実力の涵養 | 婦人の実力をそだてまし ょう —家庭や社会の 経済生活において— |
| 30年 (第7回) | 社会人としての婦人の実力の涵養 —個人関係、地域社会、職場等に おいて、また世論形成者として— | よりよい社会をつくる力 になりましょう |
| 31年 (第8回) | 婦人の力を役立たせる —とくに明るい家庭の建設のために— | みんなで日本の家庭を 明るく |
| 32年 (第9回) | 婦人の力を役立たせる —とくに近代的な 人間関係の確立のために— | まず話しあいましょう あかるい人間関係をつく るために |

| 年次 | 目 標 | ス ロ ー ガ ン |
|---------------|---|--|
| 33年 (第10回) | 婦人の力を役立たせる —正しい協同活動をとおして— | 育てましょう 正しい協同活動を |
| 34年 (第11回) | 婦人の自主性の確立 —とくに集団との関係において— | 個人の自由と責任が集団 をそだてる |
| 35年 (第12回) | 生活時間の自主的な設計 | まず生活時間割を そして自由時間を —自分のためにみんな のしあわせのために— |
| 36年 (第13回) | 次の世代の成長に貢献する —とくに社会のよき 一員としての人格形成に— | 次の世代の成長に 婦人の深い英知を |
| 37年 (第14回) | 変化のはげしい社会の中で生活を再検討し新しい秩序をそだてるために努力する | 生活に新しい秩序をそだ てよう —変化のはげしい 今日の社会において— |
| 38年 (第15回) | 婦人が社会的良心を生かし育てて 明るい社会を築くよう努力する | みんなの社会的良心が住 みよいあすを築く |
| 39年 (第16回) | 現代社会における家庭の役わり —産業化と家庭の問題— | (目標と同じ) |
| 40年 (第17回) | わたくしたちの文化 —その現状とあすへの課題— | () |
| 41年 (第18回) | 今日における婦人の役わり —進展する社会のなかで— | () |
| 42年 (第19回) | 婦人の能力を生かす | 婦人の能力を生かす —ゆたかな人生のため にあすの日本のため に— |
| 43年 (第20回) | 婦人の能力を生かす —社会のよき一員として— | 婦人の能力を 社会のために |

| 年次 | 目 標 | ス ロ ー ガ ン |
|---------------|-----------------------------------|----------------------------------|
| 44年 (第21回) | 婦人の能力を生かす —自主的な生活設計をもって— | 自主的な生活設計を —あなたの 能力を生かすために— |
| 45年 (第22回) | 婦人の能力を生かす —社会参加と家庭責任— | 社会参加と家庭責任 —婦人の能力を生かす— |
| 46年 (第23回) | 今日に生きる女性の権利と責任 —婦人参政25周年にあたって— | 今日に生きる女性 —その権利と責任— |
| 47年 (第24回) | 婦人の地位 —その現状と課題— | (目標と同じ) |